



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

19 January 2015



税務ガイダンス情報

Grant Thornton Vietnam から、以下の通り、最近発行された税務に関するガイダンスを幾つかご紹介申し上げます。

外国の機関・個人の保税倉庫を介した物品販売に対するベトナムでの外国契約者税

税関総局が、2014年12月19日付けでOfficial Letter No. 15075/TCHQ – GSQL を発行しています。これによれば、保税倉庫は非関税区分であり、非関税区分と外部との関係は輸出入関係になります。しかし、保税倉庫もベトナム領土に属する場所です。外国の物品所有者による保税倉庫での物品売買・所有権譲渡は、上記活動によるベトナム領土上で発生した利益の獲得を意味します。従って、この場合には、ベトナムでの所得があり、規定に従う納税義務の履行が必要と見なされます。

仕入先から受けた数量割引による所得に対する法人所得税の取扱い

税務当局が、2014年12月19日付けでOfficial Letter No. 5711/TCT-CS を発行しています。これによれば、仕入先から受けた数量割引による所得があった場合、その所得は、その他所得になります。2014年前の法令の規定に基づいて地域に関する優遇条件を満たして法人所得税の優遇を2014年に受けていた場合、当該その他所得に対して法人所得税の優遇を受けることが出来ます。

外国人の従業員または経営責任者へ支払う給与の損金算入のためには、労働契約および(労働許可証が免除される場合を除いて)労働許可証が必要

これが、ホーチミン市税務局の2014年11月5日付けOfficial Letter No. 9408/CT-TTHTによるガイダンスです。これによれば、外国人の従業員または会社の事業活動を直接運営する外国人の経営責任者へ給与を支払う場合、労働契約があれば(労働許可証が必要な場合は、管轄当局が発行した労働許可証が必要です)、給与費用は法人所得税の計算に際して損金算入が可能になります。

資産の所有権、使用権を管轄当局へ再登録する際の登録税納付

2014年12月24日付け税務総局 Official Letter No. 5803/TCT-CS の資産登録および登録税に関するガイダンスによれば、あるベトナムの会社に対する資本持分の譲渡を別の会社から受けて、そのベトナムの会社の社名を変更する場合、そのベトナムの会社が所有する資産の所有権、使用権を管轄当局へ再登録する際には、当該資産は登録税の納税対象となります。

税務ガイダンス情報

付加価値税の控除・還付のための非現金決済証票について

付加価値税の控除・還付のための非現金決済証票(銀行決済証票)について:

- 税務総局は、2014年12月24日付けOfficial Letter No. 5806/TCT-KK で、各省および中央直轄都市の税務局に対して、以下のようなガイダンスをしています。:
- 物品・サービスの購入に対する銀行決済証票: 送金受取人が関連信用機関に開設した銀行口座へ送金した支払金額を通知するために、ベトナムでの活動認可を受けた信用機関(支払い側が口座を開設している信用機関)が支払側へ送付する証票。
- 物品・サービスの輸出に対する銀行決済証票: 送金依頼人が関連信用機関に開設した銀行口座から送金を受けた預かり金額を通知するために、ベトナムでの活動認可を受けた信用機関(受取り側が口座を開設している信用機関)が受取り側へ送付する証票。
- 付加価値税の控除・還付が認められる要件を満たす銀行決済証票は、2005年12月12日付け中央銀行 Decision No. 1789/2005/QĐ-NHNN により発行された銀行の会計証票制度第5条の規定に従い正確に実施されている証票になります。具体的には、証票名およびコード、送金依頼人および受取人に関する情報、数量、単価、あるいは、発生する経済・金融取引の内容などの情報が記載されている必要があります。

Grant Thornton Vietnam は、上記内容に従い、付加価値税の控除・還付のための銀行決済証票の適切性を注意深く確認することをおすすめ致します。



Updates on tax guidance

The use of non-cash payment vouchers in Value Added Tax (VAT) creditability

- Official Letter No. 5806/TCT-KK は、外国の顧客がベトナムにある銀行に開設した口座から送金する場合の物品・サービスの輸出に対する銀行決済証票についてのガイダンスをしています。それによれば、以下の通りです。
 - 外国の顧客が持つ口座に入金されているお金の源泉が、外国為替管理に関する現行法の規定に準拠していること。
 - 税務当局は、関連する信用機関および税関当局と協力して、外国の顧客がベトナムにある銀行に開設した口座へ入金したお金の源泉を検証し、国境を接する地域での輸出貨物に対する税務・税関管理の強化施策に関する2013年9月18日付け財政省 Official Letter No. 12485/BTC-TCT および2014年7月22日付け財政省 Official Letter No. 10024/BTC-TCT でのガイダンスに従い、付加価値税の控除・還付のための十分な根拠を得る必要があります。
- 銀行、信用、外国為替管理に関する現行法の規定に準拠しない銀行決済に関わる違反が発見された場合、納税者は、付加価値税の控除・還付を認められず、または、還付済みの税額を返還することになります。同時に、税務行政違反の処罰に関する2013年1月15日付け財政省 Circular No. 166/2013/TT-BTC のガイダンスに基づく処分を受けることになります。



税務ガイダンス情報

付加価値税の控除・還付のための非現金決済証票について

付加価値税の控除・還付のための非現金決済証票(銀行決済証票)について:

- 税務総局は、2014年12月24日付けOfficial Letter No. 5806/TCT-KK で、各省および中央直轄都市の税務局に対して、以下のよう
なガイダンスをしています。:
- 物品・サービスの購入に対する銀行決済証票:送金受取人が関
連信用機関に開設した銀行口座へ送金した支払金額を通知す
るために、ベトナムでの活動認可を受けた信用機関(支払い側
が口座を開設している信用機関)が支払側へ送付する証票。
- 物品・サービスの輸出に対する銀行決済証票:送金依頼人が関
連信用機関に開設した銀行口座から送金を受けた預かり金額を
通知するために、ベトナムでの活動認可を受けた信用機関(受
取り側が口座を開設している信用機関)が受取り側へ送付する
証票。
- 現行規定では、以下のようになっていますことご留意下さい。:
- 譲渡契約が決済価額を規定していない場合、あるいは、決済価
額が市場価格に沿わないと判断する根拠が税務当局にある場
合、税務当局は、精査の上、推定課税を行う権利を持っていま
す。資本持分の一部を譲渡する場合で、その一部の資本持分譲
渡価額が市場価格に沿わないと判断された場合、税務当局は、
譲渡時点における会社の全価値を推定した上で、譲渡した資本
持分の比率に応じた推定課税を行います。

- 推計課税の根拠になるのは、税務当局の調査資料、あるいは、
同じ時期、同じ経済組織の別の資本譲渡事例、または、譲渡時
点での類似の譲渡契約の譲渡価格になります。税務当局によ
る推計課税が適切では無い場合、現行規定により、譲渡時点
において譲渡価格に対する評価の資格を持つ専門的な評価会社
による評価価額が根拠となります。

Grant Thornton (Vietnam) は、現在、ベトナムで国営企業の企業
評価を認められた国際的な専門会社です。



駐在員事務所の年間活動報告書提出義務についてのご案内

Decree No. 72/2006/ND-CP の第19条によれば、駐在員事務所は、年間の活動報告書を、翌年1月の最終営業日まで、駐在員事務所設立ライセンスの発行機関へ提出する必要があります。

- 2014年の活動報告書の提出期限は2015年1月30日になります。
- Circular No. 11/2006/TT-BTM に基づく年間活動報告書の様式: 駐在員事務所の年間活動報告書は、上記 Circular の付属書類 IV にある様式 BC-1 に基づいて作成します。
- 報告書は、Decree No. 72/2006/ND-CP の第19条第1項に基づいて、過不足なく、正確かつ誠実に作成し、期限通りに提出する必要があります。
- その他、ベトナムでの活動過程において、駐在員事務所が雇用している人事に変更があった場合、変更があった日から10日以内に、ライセンス発行機関へ関連資料の写しと共に報告書を提出することになっています。

ライセンス発行機関へ提出すべき駐在員事務所の年間活動報告書の作成支援が必要な場合は、Grant Thornton Vietnam の専門家へお問い合わせ下さい。



Contacts

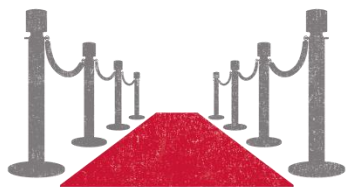
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロード

下記サイトへアクセス下さい。:

www.gt.com.vn



Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet
Cau Giay District, Hanoi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 Kaoru Okata

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3914 3748

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
M +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

Questions & feedback

